

八戸市農業委員会農政部会議事録

日 時：平成 29 年 7 月 7 日（金）午後 4 時 15 分
場 所：グランドサンピア八戸 2 階 白神の間

部会委員数 20 名

出席委員数 20 名

1 番 齋藤 正人、2 番 明戸 政勝、3 番 和泉 俊雄、4 番 三浦 慶一、5 番 前澤 時廣
6 番 大沢 俊幸、7 番 村上 仁、8 番 西野 茂雄、9 番 三浦 豊、10 番 荒川 喜一郎
11 番 坂下 彌一、12 番 川畑 修一、13 番 上野 正雄、14 番 谷地 秀典、15 番 森園 秀一
17 番 赤坂 英夫、18 番 松橋 剛志、19 番 清川 新一、20 番 下館 敏、21 番 籠田 悦子

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司
主査 高橋 はるか

部会議案案件

議案第 3 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

齋藤部会長

本日は、議案の審議がございしますが、農政部会委員のみが発言できますのでよろしくお願いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

議事につきましては、お手元にお配りしております、議事次第に従って進めさせていただきます。

まず、議事録署名者の指名を行います。議事録署名者につきましては、本職から指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声あり）

齋藤部会長

御異議なしと認めます。よって、本職から指名いたします。17 番赤坂英夫委員、18 番松橋剛志委員の両氏にお願いいたします。

なお、本日の議案の中に、委員に関わる事項が含まれております。これは、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく、議事参与の制限に該当いたしますので、議事進行上、暫時退室していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声あり）

齋藤部会長

異議なしと認めます。それでは、退室をお願いいたします。

齋藤部会長

それでは、議案第 3 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。事務局から説明願います。

高橋主査

それでは、事務局より説明いたします。座って説明させていただきます。議案第 3 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてです

が、まず農地を相続した場合、税務署において所定の手続きをとると、農地に対する相続税の納税が猶予されることになっており、特例農地等とは、そのような相続税の納税猶予の対象となっている農地のことを言います。そして、特例の適用を受けた農業相続人が、相続税の申告期限から農業を20年間継続した場合に、納税猶予されていた相続税が免除されます。

今回は、特例を受けてから20年目を迎える農地について、一筆ごとに利用状況等を確認し、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書に記載し提出するよう、八戸税務署長から求められたものであります。

なお対象者には、事前に調査する旨を通知し、現地確認及び航空写真による調査を実施しました。

それでは、農政部会議案第3号関係資料を御覧ください。1ページを御覧ください。こちらは、今回の議案に係る、特例農地等の利用状況確認対象者の一覧となっております。対象者氏名、住所、特例農地等の所在地、筆数については、資料に記載のとおりです。

2ページを御覧ください。2ページからが、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書になります。利用状況確認者の氏名を資料右上に、特例農地等の所在地番、地目等、面積、利用状況については、資料左側の一連番号ごとに、記載しております。なお、整理簿番号、および一連番号は税務署の管理する番号であり、連続した番号となっていない場合もあります。

また、地目等及び面積の欄については、申告時というところには税務署が管理しているものが記載され、現在というところには、農地台帳上の地目、面積を記載しております。

利用状況については現地確認および航空写真により調査を行った上で、税務署から示された記載要領に基づき、利用状況の区分および具体的状況を記載しております。何らかの作物を作付けしているか、もしくは耕起するなどして、すぐに作付けできる状況であれば、利用状況の区分は1番の、自ら所有し、自ら農地等として使用している、に分類、保全管理中や草地、荒地などであれば2番の、自ら農地等として使用していない、に分類するなどしております。

右端の税務署整理欄には、現地確認を実施したものにつきましては有、と記載しております。

それでは、1番目の方の利用状況から説明いたします。一連番号1番は耕起されておりました。2番から4番までは保全管理中でした。10番、11番は耕起されておりました。12番は米を作付けしておりました。

4ページを御覧ください。2番目の方は、一連番号1番に野菜を作付けしておりました。

5ページを御覧ください。3番目の方は、一連番号1番、2番ともに保全管理中でした。なお、1番につきましては地籍更正による面積の変更がありました。

6ページを御覧ください。4番目の方は、一連番号1番に米を、2番に野菜を作付けしておりました。

7ページを御覧ください。5番目の方は、一連番号1番、2番ともに耕起されておりました。なお、所在地であります大字河原木字左比代と大字河原木字八太郎は住居表示により、それぞれ八太郎二丁目および三丁目となっております。

8ページを御覧ください。6番目の方の利用状況について説明します。この方は換地がございしますが、一連番号順に御説明いたします。

一連番号1番から7番までは換地されており、換地後の利用状況を一連番号13番に記載しております。8番、9番については米を作付けしておりました。10番は換地されており、換地後の利用状況は14番に記載しております。11番は荒地となっております。12番は野菜を作付けしておりました。10ページを御覧ください。13番は先ほどの1番から7番の換地後の土地で、荒地となっております。14番は先ほどの10番の換地後の土地で、保全管理中となっております。

11ページを御覧ください。7番目の方の利用状況について説明します。この方は分筆がございしますが、一連番号順に御説明いたします。

一連番号1番は耕起されておりました。2番は荒地となっておりました。3番は分筆されており、分筆後の利用状況について11番、12番に記載しております。

4番は一部が13番に分筆され、4番の分筆後の面積は287㎡となっておりました。具体的状況は荒地となっておりました。5番、6番は果樹を作付けしておりました。

12ページを御覧ください。7番、8番は耕起されておりました。9番は野菜を作付けしておりました。10番は野菜を作付けしており、一部に農業用物置が建っていました。転用許可は出ておりませんでした。11番は荒地となっておりました。12番、13番は果樹を作付けしておりました。

14ページを御覧ください。8番目の方の利用状況について説明します。一連番号1番、2番は草地となっておりました。3番は荒地、4番は草地、5番、6番は荒地、8番から12番までは草地となっておりました。13番は一部耕起、それ以外は草地となっておりました。

16ページをお開きください。15番、16番は耕起されており、17番、18番は荒地となっておりました。20番は花を栽培しておりました。

17ページを御覧ください。9番目の方の利用状況について説明します。一連番号1番、2番ともに野菜を作付けしておりました。

18ページを御覧ください。10番目の方の利用状況について説明します。一連番号9番のみ保全管理中、それ以外は全て米を作付けしておりました。

20ページを御覧ください。11番目の方の利用状況について説明します。一連番号1番から4番まで米を作付けしており、一部は耕起されておりました。5番は荒地、6番は保全管理中でした。7番は野菜を作付けしておりました。8番、9番は保全管理中でした。10番、11番は耕起されておりました。

22ページを御覧ください。12番目の方の利用状況について説明します。一連番号1番、2番は米を作付けしておりました。3番は耕起されておりました。4番から7番までは野菜及び果樹を作付けしておりました。

24ページを御覧ください。13番目の方の利用状況について説明します。一連番号2番、3番は耕起されておりました。5番、6番は野菜を作付けしておりました。7番は耕起されており、9番も耕起で一部は草地となっておりました。

25ページを御覧ください。14番目の方の利用状況について説明します。一連番号1番は米を作付けしておりました。

26ページを御覧ください。15番目の方の利用状況について説明します。一連番号1番から5番まで、果樹及び一部で野菜を作付けしておりました。6番は耕起されておりました。

27ページを御覧ください。16番目の方の利用状況について説明します。一連番号1番から5番まで米を作付けしておりました。6番は野菜を作付けしており、一部は耕起されておりました。28ページをお開きください。7番は野菜を作付けしておりました。

29ページを御覧ください。17番目の方の利用状況について説明します。この方は土地の持分が2分の1であるため、申告面積も土地の面積の半分となっております。一連番号1番は米を作付けしており、2番、3番は耕起されておりました。

30ページを御覧ください。18番目の方の利用状況について説明します。一連番号1番は保全管理中でした。2番は野菜を、3番、4番は米を作付けしておりました。5番から7番は耕起されておりました。8番は保全管理中となっておりました。9番、10番は米を作付けしておりました。

ただいま御説明しましたとおり、八戸税務署長へ確認書を提出するものであります。

なお、八戸税務署長からの依頼に基づき農業委員会が行う確認は、あくまで特例農地等の利用状況等に関する確認にとどまるもので、相続税額の免除が適当か否かを直接判断するものではないことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

齋藤部会長

ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。

委員

(「なし」の声あり)

齋藤部会長

ないようですので、原案のとおり回答することに御異議ございませんか。

委員

(「なし」の声あり)

齋藤部会長

ないということですので、本議案につきましては、原案のとおり八戸税務署へ回答することといたします。

これで、本日の議案審議は終了いたします。

終了

午後4時28分